

令和3年3月30日
神戸町役場 まちづくり戦略課

ばら公園いこいの広場出店者募集

神戸町大字前田地内の「ばら公園いこいの広場」における売店等の出店者の募集を下記のとおり行います。出店を希望される方は、出店申込書等に必要事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 目的 ばら公園いこいの広場への来場者へのサービス向上のため、喫茶サービスを提供する事業者を募集する。
2. 出店場所 神戸町大字前田地内「ばら公園いこいの広場」の指定場所
3. 募集数 1店舗
4. 日時 令和3年5月8日(土)～ 6月6日(日) 10:00～15:00 (時間は調整可)
5. 内容 公園内にバラをイメージした喫茶スペースを展開し、バラに関連するメニュー等を準備、来場者に提供する。また、町が指定するバラ苗生産者と打ち合わせをし、バラ苗の販売も行う。ただし、出店負担金として、総売り上げの5%を支払うこと。
また、チラシの作成および神戸町 HP, SNS 等を利用し PR を行います。
6. 設備等
 - ・ コンテナハウス：D2, 300×W5, 560×H2, 650
 - ・ 給水排水設備 (Wシンク設置)、電源有
 - ・ パラソル付きテーブル5台、椅子20脚
7. 募集要項 別紙
8. 提出書類 ①出店申込書、②同意書、③使用人一覧表
9. 募集期間 3月30日(火)～4月2日(金)
10. 審査結果 審査の上、4月5日(月)までに通知します。
11. 申し込み 神戸町役場 まちづくり戦略課窓口(平日8:30～17:15)に持参してください。
12. 問い合わせ 神戸町役場 まちづくり戦略課 ☎0584-27-0172

ばら公園いこいの広場売店等出店募集要項

1. 出店資格

出店資格については、神戸町の観光事業に積極的に協力する意思があり、かつ次の各号の全てに該当する方がお申し込み可能です。なお、お申し込みは、複数の個人及び法人からなるグループでも可能です。

- ・ 飲食業を現在まで引き続き2年以上自ら営んでいること
- ・ 納期限が到来した国・県・町税を完納していること
- ・ 過去2ケ年において保健所長から営業停止等の行政処分を受けたことがないこと
- ・ 業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験及び資力並びに社会的信用等を有していること
- ・ 本人、従業員の健康管理が良好であり、衛生教育を定期的に行っていること

次の各号のいずれかに該当する方は申請できません。なお、複数の個人または法人からなるグループが申し込む場合は、当該グループを構成する個人または法人の代表者それぞれに適用します。

- ・ 破産の宣告を受けており、その復権を得ていない者
- ・ 懲役もしくは禁固の刑に処されその執行が終わらない者、または、禁固以上の刑に該当する罪を犯した 容疑をもって拘留もしくは起訴され、判決が確定に至るまでの者
- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 未成年者

2. 販売手数料

販売手数料は、総売り上げの5%とする。出店期間終了後、売上金額報告書を提出し、後日送付する納付書にて、速やかに支払うこと

3. 売店等出店における遵守事項

- (1) 売店出店期間終了後は、速やかに出店者の負担で原状回復をすること
- (2) 出店場所並びに周辺の美化に努めること
- (3) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと
- (4) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを出店日の前日までに提出すること
- (5) 食品販売の場合は、食品衛生法等の規定並びに基準を守り、適正に販売すること
- (6) 飲食販売の場合は、ごみ袋等を周辺に設置しすべて持ち帰りをすること
- (7) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること
- (8) 販売する商品等は適正な表示を行い、価格を明示すること
- (9) 出店申込書記載以外の商品等を販売しないこと
- (10) ガス等は出店者で用意すること

- (11) 危険物等を持ち込まないこと
- (12) 搬入及び搬出時は、歩行者の安全を第一に考えること
- (13) 出店並びに販売内容等にクレーム等があった場合、また事故等が発生した場合は、速やかに町に連絡し指示を仰ぐとともに事後処理にあたること
- (14) 他の施設、設備等を損傷し又は損害をあたえないこと
- (15) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと

4. 出店者選定方法等

申請書類を町で審査し選定します。また、選定結果の公表等はしません。

5. 許可の取消

許可書発行後及び出店中に次の各号のいずれかに該当した場合は出店の許可を取り消しさせていただきます。

- (1) 提出書類に偽りがあった場合
- (2) 遵守事項を守れなかった場合
- (3) 出店中に営業停止処分等をうけた場合
- (4) その他町が必要と認めた場合

6. 損害賠償

出店者は、来場者等第三者への損害を与えたときは賠償の責任を負うこととします。町は一切責任を負いません。

7. その他

- (1) 審査結果後、選定された者には、業務委託契約を行います。
- (2) 出店者は、町担当者と十分に調整したうえで出店してください。
- (3) 出店申込書提出後、販売内容の追加及び変更は原則として認めません。また、提出書類等は審査等が終了しても返却いたしません。
- (4) 提出書類等の複製をする場合があります。また、これらの情報を公開する場合があります。

【町で準備する備品、その他注意事項】

- ・ コンテナハウス：D2, 300×W5, 560×H2, 650（鍵付き）
- ・ 給水排水設備（W シンク設置）、電源 100V 有
- ・ パラソル付きテーブル 5 台、椅子 20 脚

※トイレ、駐車場は、ばら公園いこいの広場を利用してください。

※夜間は無人となります。食材、備品等の管理にご注意ください。